

食品安全関係情報(2月23日~3月8日 収集分)について
 「食品安全関係情報」として食品安全委員会が収集したハザード毎の地域別情報件数の概要

		国際機関	北米		欧州		大洋州	アジア		中南米等	その他	合計
		WHO・FAO等	米国	カナダ	EU、EFSA	各国	FSANZ等	中国	各国	各国	報道、論文等も含む	
化学物質	化学物質・汚染物質	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	食品添加物	0	0	0	4	0	1	1	1	0	1	8
	農薬	0	3	0	12	0	2	0	1	0	0	18
	動物用医薬品	0	1	0	1	5	1	0	1	0	3	12
	器具・容器包装	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
微生物・プリオン・自然毒	細菌	0	3	0	0	1	0	0	0	0	3	7
	ウイルス	0	0	0	0	2	0	1	0	1	2	6
	原虫・寄生虫	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	プリオン	0	1	0	1	1	0	0	0	0	4	7
	植物性自然毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カビ毒(マイコトキシン)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	動物性自然毒	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	その他	2	0	0	0	3	0	1	0	0	1	7
新食品等	新食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	GMO	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	健康食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アレルギー	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	クローン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射線照射	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ナノテクノロジー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肥料・飼料等	肥料	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	飼料	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	5
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射性物質	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	0	1	0	4	3	2	3	0	0	7	20
海外の食中毒	細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外のリコール	化学物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	微生物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	異物混入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	表示違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	9	0	27	20	9	6	3	1	28	106	

※収集期間については、主たる期間をいう。

食品安全関係情報(2月23日～3月8日収集分 106件)のうち、主なものの紹介 (詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください)

【化学物質】

- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)、馬肉中の動物用医薬品フェニルブタゾンの残留物に起因するヒトへのリスクについて欧州医薬品庁(EMA)と合同で評価する旨を報道発表
- ・ ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、食品包装材への使用を推奨する化学物質リストからアントラキノンを除く
- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)、内分泌活性物質のヒトの健康及び環境の危害要因についての利害関係者の会議を2013年3月20日にブリュッセルで開催することを公表
- ・ オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、主任科学者のデスクから-「食品添加物」に関する見解についての記事を公表

【微生物・プリオン・自然毒】

- ・ ロベルト・コッホ研究所(RKI)、トリヒナ症に関する助言を公表
- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)、「ノルウェーにおけるBSE年間モニタリング計画の見直し」と題する科学報告書を公表
- ・ 英国動物衛生獣医学研究所(AHVL)、2012年のグレート・ブリテン及び北アイルランドにおける牛のTSEサーベイランス結果を公表
- ・ 欧州疾病予防管理センター(ECDC)、欧州の2012年疫学報告書を公表

【新食品等】

- ・ オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、食物アレルギーに関するファクトシートを公表

【その他】

- ・ 世界保健機関(WHO)、東京電力福島第一原発事故後の健康リスク評価書を発表
- ・ 米国食品医薬品庁(FDA)、国際的食品安全能力向上計画を発表
- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)、2013年業務計画書を公表

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○その他

米国食品医薬品庁 (FDA)、国際的食品安全能力向上計画を発表

公表日：2013/02/28 情報源：米国食品医薬品庁 (FDA)

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm341446.htm>

米国食品医薬品庁 (FDA) は2月28日、国際的食品安全能力向上計画(International Food Safety Capacity-Building Plan)を発表した。概要は以下のとおり。

2011年に制定された食品安全強化法(Food Safety Modernization Act : FSMA)は、包括的予防を骨子とする公衆衛生原則、リスク本位の資源配分、官民一体の連携を基本とする食品安全体制を構築して、農場から食卓に至るまでの危害を最小化するようFDAに求めている。

さらに、FSMAの第305条(Sec. 305)は、米国に食品を輸出する諸外国の政府及び食品業界の食品安全に関する技術的、科学的及び管理の能力拡充を目指す包括的計画「Plan」も策定するようFDAに求めている。

本計画(Plan)は、FDAが実施する国際的な食品安全能力向上活動のための戦略的枠組みとなるもので、(訳注：計画の趣旨や方針・方向性を示す)Goal、(訳注：達成すべき目標である)Objective、(訳注：取るべき措置である)Key Actionを概説している。本計画では、FSMAの第305条が求める6項目*をGoal、Objectiveに組み入れている。この計画が示す4つのGoalは以下のとおり。

Goal 1：FDAの食品・動物用医薬品(FVM)計画における効率性の確保

Objective 1.1 FVM計画における協働の確保

Objective 1.2 FDA内部の協調の最大化

Goal 2：エビデンスに基づく意思決定による有効性の向上

Objective 2.1 食品安全の諸リスクに関する知識の強化

Objective 2.2 食品安全評価の利用

Objective 2.3 有効性確保のための立案

Goal 3：FDAと外国政府機関やその他団体との間の情報交換の支援

Objective 3.1 食品の安全性の保証に関する輸出国の責任に関する規定を盛り込んだ外国政府との二国間・多国間における協定・合意の支援(第305条項目1に相当)

Objective 3.2 外国政府又はその他の団体との安全な(secure)電子データの共有を支援する新機構の構築又は既存機構の確認(第305条項目2に相当)

Objective 3.3 検査報告書についての相互認証への依存の妥当性の調査(第305条項目3に相当)

Goal 4：食品安全における技術支援と能力向上の拡充

Objective 4.1 協力者との協働による最適規範(best practice)及び世界規模の食品安全原則に的を絞った食品安全研修計画の策定/配布作業

Objective 4.2 米国が求める安全な食品の諸要件に関する外国政府と食品業者に対する研修(第305条項目4に相当)

Objective 4.3 コーデックス規格に基づく各種要件との整合の適否及び整合の方法に関する勧告の策定(第305条項目5に相当)

Objective 4.4 検査法及び試験・検出法についての多国間承認に関する規定の支援(第305条項目6に相当)

*食品安全強化法(FSMA)第305条で計画に含むべきとしている6項目

項目1 食品の安全性の保証に関する輸出国の責任に関する規定を盛り込んだ二国間・多国間での協定・合意に関する勧告

項目2 安全な(secure)電子データを共有することに関する規定

項目3 検査報告書についての相互認証に対する規定

項目4 米国が求める安全な食品の諸要件に関する外国政府と食品業者に対する研修

項目5 コーデックス規格に基づく各種要件との整合の適否及び整合の方法に関する勧告

項目6 検査法及び試験・検出法についての多国間承認に関する規定

○関連情報（海外）

米国食品医薬品庁(FDA)：国際的食品安全能力向上計画(FDA's International Food Safety Capacity-Building Plan)

<http://www.fda.gov/downloads/Food/FoodSafety/FSMA/UCM341440.pdf>

米国食品安全強化法(FSMA、PUBLIC LAW 111-353-JAN. 4, 2011)

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-111publ353/pdf/PLAW-111publ353.pdf>

米国食品医薬品庁(FDA)：食品安全強化法に関する質問と回答(日本語ページ)

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm243808.htm>

米国食品医薬品庁(FDA)：ニュージーランドの食品安全制度が米国と同等であることを認定する協定を締結(2012年12月)

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm331276.htm>

米国食品医薬品庁(FDA)：中国との食品・飼料安全協力促進協定を更新(2012年12月)

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm331518.htm>

○関連情報（国内）

厚生労働省：輸入食品の安全を守るために「輸出国対策」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/exporter/>

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)：2012年度 米国食品安全強化法の解説(2012年10月)

http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/reports/07001111

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。